



中国贸促会专利商标事务所
CCPIT PATENT & TRADEMARK LAW OFFICE

中 国 知 的 財 產 権

ニュースレター

第12号

2023年第12号（全106号）
2023年12月29日

目 次

CONTENTS

知財ニュース

| | |
|---|----|
| 「『中華人民共和国專利法実施細則』の改正に関する国務院の決定」が公布 | 3 |
| 『次世代インターネットコアテクノロジーに係る専利の分析』が発表 | 5 |
| 北京の裁判所 30年間に60万件弱の知的財産権案件を裁判終了 | 7 |
| 江蘇高等裁判所が『知的財産権民事案件における少額訴訟手続の適用に関するガイドライン』を公布 | 8 |
| 中国外交部 知的財産権分野で目覚ましい成果を収める中国 | 10 |

AI・IoT関連情報

| | |
|--|----|
| 万物がつながる 今年、中国のIoTデバイス数が23億台を超える見込み | 11 |
| AI基盤モデル専利報告書:中国のトップハイテク企業がイノベーション力の強みを發揮 | 12 |
| ロボットの発展ペースが加速 製造業におけるロボット密度が一人当たり392台 | 13 |

「『中華人民共和国専利法実施細則』の改正に関する国務院の決定」が公布

【】 http://www.news.cn/2023-12/21/c_1130039657.htm
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189193.html?xxgkhid=1

「『中華人民共和国専利法実施細則』の改正に関する国務院の決定」(以下、『決定』という)が2023年12月21日に公布され、2024年1月20日より施行される(なお、同日、中国国家知的産権局は改正済みの「専利審査指南(2023)」を公布)。『決定』は主に以下の点で専利法実施細則を改正している。

第一、専利出願制度を改善し、出願者の専利権取得の利便性を向上させる。電子フォームを書面とみなすことを明確にし、各種書類の電子形式による提出及び送付に関する規定を改善した。優先権関連制度の詳細化を図り、一定期間内の優先権回復請求、優先権主張の追加又は訂正、先の出願の書類の引用による請求項・明細書又はその一部内容の補足に関する条件と手続きを明確にした。部分意匠の出願書類の要件を明確にした。新規性喪失の例外規定の適用要件を緩和した。

第二、専利審査制度を改善し、専利審査の品質を向上させる。あらゆる専利出願は真の発明創造活動に基づくものでなければならず、不正行為をしてはならないと規定した。拒絶査定不服審判制度の完備化を図り、審判請求に加え、専利出願が専利法及びその実施規則の関連規定に明らかに違反している他の情状の有無も審査に含まれると規定した。秘密保持審査の期限を調整した。遅延審査制度を追加した。

第三、専利保護を強化し、専利権者の合法的権益を保護する。専利権の存続期間の補償に関する専門章を追加し、専利権存続期間の補償請求の提出要件と期限、補償期間の算出方法及び補償の範囲などを明確に定めた。専利紛争の処理・調停制度を改善した。

第四、専利に係るサービスを向上させ、専利の創出と活用を促進する。国務院の専利行政部門は専利情報に係る公共サービスの能力を向上させ、専利関連データリソースのオープンな共有と連結性を促進しなければならないと規定した。開放ライセンス制度の詳細化を図り、開放ライセンス声明発表の要件、開放ライセンスが認められない状況などを明確にした。強制代理の

例外規定を追加し、専利出願書類の形式的要件を簡素化して、イノベーション主体の負担を軽減した。職務発明報奨制度を改善した。

第五、意匠の国際出願の特則を追加し、意匠の国際登録に関するハーグ協定(1999年版)とリンクさせる。意匠の国際出願は国務院専利行政部門に提出された意匠出願とみなすことを明確にし、優先権主張の要件、新規性喪失の猶予期間、分割出願などについて国内外の意匠出願制度とリンクする規定を設けた。





『次世代インターネットコアテクノロジーに係る専利の分析』が発表



http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138873

中国科学技術部が11月16日に主催した「企業の科学技術イノベーションと発展フォーラム」で、中国知識産権研究会は『次世代インターネットコアテクノロジーに係る専利の分析』報告書を発表した。報告書は、次世代インターネットコアテクノロジーの境界線を明確にし、関連分野の専利出願数、有効専利数、専利の分布地域などのデータを組合せ、次世代インターネットテクノロジーの発展状況と動向を分析し、中国の科学技術型企業のこれらの分野におけるイノベーションの成果を紹介している。

報告書は、次世代インターネットテクノロジーは新世代の人工知能をコア原動力とし、グラウド技術、ビッグデータ、ブロックチェーン、バーチャルリアリティ、デジタルツイン、レンダラー、セキュリティなどの技術に支えられ、基盤技術、アプリケーションシナリオ、コンテンツのエコロジー、ハードウェア製品など多様な要素を統合した分散型インターネット技術であると結論付けている。

目下、次世代インターネットは各国が産業のグレードアップを推進する先駆的分野であり、專利取得が集中している戦略的新興産業でもある。報告書によると、今年の9月までに、関連技術に係る專利の出願件数は世界全体で4165032件に達しており、その中で中国の專利出願数は1709581件で、全体の4割以上を占めている。2013年から2021年の間に中国の関連分野の專利出願件数は年平均25.11%増加しており、世界の年平均増加率の2倍以上である。

この報告書が実施した世界の企業の次世代インターネットコア技術に係る專利の有効数ランキングで、中国の科学技術型企業3社が世界トップ10に入り、その中でテンセントが26980件の有効専利で一位となった。

報告書の分析によると、「デジタル経済と実体経済の融合」など国家のマクロ戦略の着実な実施に加え、多くの科学技術型企業の研究開発への長期的な投資によるコア技術分野の革新に恵まれ、中国の次世代インターネットテクノロジーに係る専利件数は急成長している。現在、中国企業の研究開発への投資は社会全体の4分の3以上を占めている。

中華全国工商業联合会が発表した2022年民間企業研究開発投資データによると、テンセントが614億元、アリババが538億元、バイドゥが233億元でトップ3であった。財務報告によると、テンセントは過去5年にわたり研究開発に累計2532億元以上を投入し、次世代インターネット向けの最先端技術研究所群を構築し、人工知能、サイバーセキュリティ、自動運転、ロボット工学、先端医療など幅広い分野をカバーしている。

北京の裁判所 30年間に60万件弱の知的財産権案件を裁判終了

【】 <http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202311/1982771.html>

北京市高等裁判所が11月29日、『北京の裁判所 知的財産権専門裁判30年白書(1993-2023年)』(以下、白書という)を発表した。

白書によると、1993年から2023年9月までに北京の裁判所は一審、二審、上訴、再審などの知的財産権案件624577件を受理し、598228件の裁判を終了した。その中で一審、二審知的財産権案件の新規受理数は621762件、年平均増加率は21.8%で、裁判終了数は595520件、年平均増加率は22.2%であった。

北京の裁判所はサムスン株式会社の5G通信技術に係る特許無効審判、「聚豊園」「曼松」などの老舗ブランドと地理的表示の保護に係る案件を審理し、專利や商標の権利付与・確認という行政行為に対する司法審査を強化してきた。「小度(xiaodu)」のボイスコマンドに係る不正競争紛争、中国初の薬品パテントリンクージ紛争、トウモロコシ「農大372」植物新品種出願権帰属紛争などを審理し、科学技術の革新成果の保護において司法裁判のルール主導かつ価値志向型の役割を強化した。

北京の裁判所は法に基づいて司法保護を強化し、『知的財産権侵害民事案件における懲罰的損害賠償の適用に関するガイドライン』を公布し、懲罰的賠償制度の適用基準を厳格に統一した。懲罰的賠償制度を適用した著作権、商標権、営業秘密などに係る知的財産権民事案件が徐々に増加しており、多くの案件で賠償額が1000万元を超えるようになっている。

これまで30年にわたる知的財産権専門裁判において、北京の裁判所が蓄積した裁判経験と練り上げた判決規則を包括的にまとめたため、北京高等裁判所は、民事、行政、刑事に係り、專利、商標、著作権、不正競争、独占、植物新品種などの知的財産関連全般をカバーする『北京の裁判所 知的財産権専門裁判30年(1993-2023年)の典型判例』を発表した。

江蘇高等裁判所が『知的財産権民事案件における少額訴訟手続の適用に関するガイドライン』を公布

 <http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202312/1982846.html>

江蘇高等裁判所が『知的財産権民事案件における少額訴訟手続の適用に関するガイドライン』を制定し、12月2日に公布した。

権利帰属が明確で事実関係が明らかな撮影・美術・音楽・文字などの作品の著作権侵害案件、権利帰属が明確で事実関係が明らかな商標権侵害案件、事実関係が明らかで責任の所在が明確な不正競争案件、事実関係が明らかで権利と義務の関係が明確に定められた知的財産権契約案件(技術契約案件を除く)、その他、事実関係が明らかで権利と義務の関係が明確で、紛争が大きくなく、且つ訴額が江蘇省の前年度の労働者平均年間賃金の50%以下の簡単な知的財産権民事案件については、少額訴訟手続を適用し、一審制を実施する。江蘇省の前年度の労働者平均年間賃金の50%を超えるが2倍以下の場合、当事者双方の合意の上で少額訴訟手続を適用することができる。

その他、『中華人民共和国民事訴訟法』(以下、民事訴訟法という)第166条に定められた少額訴訟手続を適用しない情状以外に、技術系知的財産権民事案件、知的財産権帰属紛争案件、当事者が主張する正当な使用・先使用・権利の消尽・合法的な出所などの抗弁事由が成立し得る案件、新しいタイプや法律適用の論争が多いなどの難解で複雑な案件、国家の利益や公共の利益に係る案件、集団的紛争や社会的影響の大きい案件、紛争が激化する虞のある案件、その他少額訴訟手続の適用が不適切な案件は少額手続の適用対象とならない。

少額訴訟手続が適用できる場合、裁判所は案件の受理通知書と応訴通知書とともに、少額訴訟手続告知書を当事者に送付し、裁判の組織、一審制の実施、審理期限、審理の方式、訴訟費用の納付基準、再審の権利、手続に対する異議などの関連事項を通知する。

少額訴訟手続の適用に異議がある場合、当事者は裁判開始前に申し立てを行わなければならない。審査の上で異議が認められた場合、略式手続の他の規定を適用して審理するか、又は通常の手続きに変更するか決定される。異議が認められなかった場合、却下される。口頭で決定がなされた場合は、謄本に記録されなければならない。

訴訟前の調停で、当事者が調停に消極的であることを明確に表明している、又は30日を過ぎても調停が成功せず、且つ調停期限の延長に同意しない場合、審査の上で提訴の条件に合致し、且つ本ガイドライン第2条に該当する情状の案件は、裁判所が少額訴訟手続を適用して受理し、当事者に適時に通知する。

訴状が受理される前に、当事者が知的財産に関する個人的権利を有していないこと、または侵害とされる行為が停止していることを知りながら、金銭の支払い以外の訴訟請求を提起することで少額訴訟手続の適用を故意に回避した場合、説明の後に少額訴訟手続を適用することができる。

少額訴訟手続が適用される案件は、裁判所の手数料は半額に減額される。



中国外交部 知的財産権分野で目覚ましい成果を 収める中国

 <http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=54721>

中国外交部の汪文斌報道官は以下のように述べた。先ごろ世界知的所有権機関が発表した『世界知的所有権指標報告』によると、2022年に中国の專利出願件数は約160万件で世界第1位になった。別の統計では、今年の6月までに中国の有効特許数は456万8000件に達し、世界第1位である。中国は『2023年世界イノベーション指数』ランキングの第12位、その中の6つの指標ランキングでは世界第1位であり、これらは中国の知的財産権分野の顕著な成果を示すものである。

今年は中国と世界知的所有権機関の協力50周年に当たる。これまで50年間、中国は知的財産権の保護を非常に重視し、法制度を絶えず改善し、市場化、法治化、国際化した一流のビジネス環境を積極的に構築し、知的財産権のグローバルガバナンスに深く関与し、国際的な多国間システムをしっかりと守ってきた。中国は『マドリッド協定議定書』『特許協力条約』『意匠の国際登録に関するハーグ協定』及び著作権に関する『马拉ケシュ条約』に相次いで加盟し、中欧地理的表示(GI)保護協定に署名し、244の中欧地理的表示製品の相互承認・保護を実現した。上海、福建、海南の3つの裁判所は世界知的所有権機関仲裁調停センターと協力して、涉外知的財産権紛争解決の利便性を向上させている。

中国は今後も知的財産権の品質と実効性を向上させつつ、知的財産権保護環境の改善を続け、社会全体の革新的で創造的な活力の解放を加速させていく。中国は各国との交流や協力を強化し、知的財産権のグローバルガバナンスに積極的に参加し、各国とともに社会の進歩を強力に推進していきたい。

万物がつながる 今年、中国のIoTデバイス数が23億台を超える見込み

【】 <https://www.chinanews.com/cj/2023/11-21/10115274.shtml>

北京で開催された世界IoT大会(World Internet of Things Convention、WIOTC)で、今年中国のIoTデバイス数は前年同期比30%増の23億台を超えると予想されていることが分かった。

現在、IoT技術は生産・製造、農業、交通・車載ネットワーク(IoV)、医療、人々の生活などの分野で広く応用されている。WIOTCの予測では、IoT技術によって駆動されるグローバルデジタル経済の生産額は今年20兆ドルを超え、2030年には40兆ドルを超えるとされている。中国はIoTのインフラ建設、産業応用、イノベーション発展などの面で世界の最前線にあり、IoTデバイス数は今年23億台を超えて、前年同期比30%増となる見込みである。現在、中国ではIoTデバイス数がすでに利用者数を超えており、世界の主要経済国の中でいち早く「物超人(モノが人を超える。ここではデバイス数が人の数を超える意味)」を実現した国になった。



AI基盤モデル専利報告書：中国のトップハイテク企業がイノベーション力の強みを発揮

 <https://www.chinanews.com/cj/2023/11-20/10115035.shtml>

『中国AI基盤モデルのイノベーションと専利技術に関する分析報告書』が11月20日に発表された。同報告書には、基盤モデル分野において、百度、テンセント、アリババなどのトップ企業が高い技術革新力を発揮し、数多くの専利成果を生み出したことが示されている。

同報告書によると、百度、テンセント、アリババの専利出願件数はいずれも400件を上回り、百度とテンセントの専利権付与件数はいずれも100件を超える。上位企業10社の専利出願件数は合計3,800件超、専利権付与件数は960件超であり、中国の基盤モデルイノベーション主体による専利総数の9.6%と8.7%を占めている。

同報告書は、主要なイノベーション主体の専利について技術有効性のマトリックス解析を行っており、その解析によると、専利レイアウトは主に基盤モデルの正確性の向上、精度の向上、速度と効率のスピードアップ、コストコントロールの最適化などの面に集中していることが示された。これらの面で、百度の専利レイアウトの優位性は明らかであり、テンセントは、基盤モデルの精度と効率のスピードアップの専利レイアウトに積極的であり、アリババも関連の専利レイアウトを実施している。特筆すべきは、百度の情報生成と語義表現モデルに関する2件の専利はそれぞれの引用回数が43回と31回に及び、AI技術の発展における基盤モデル関連専利の先見性と重要性が浮き彫りになったことである。

同報告書によると、マルチモーダル統合と業界を跨いだ応用は基盤モデル専利技術の発展トレンドであり、ソフトウェア業、製造業及びサービス業は、中国の基盤モデルイノベーション主体の専利レイアウトが多い業界であり、専利レイアウト件数はそれぞれ3.6万件、3.4万件、2.8万件となっている。

ロボットの発展ペースが加速 製造業におけるロボット密度が一万人当たり392台

 <http://ah.people.com.cn/n2/2023/1206/c227131-40667697.html>

12月5日、2023中国ロボット産業発展大会が開催された。ロボット産業は機械制御、次世代情報通信技術、AIなどが統合された新興産業であり、製造業とサービス業のデジタル化、スマート化への転換をサポートする重要な産業でもある。

多様化

工業・情報化部装備工業一司の汪宏副司長によると、近年、工業ロボットはシリーズ化の発展を見せ、高速、高精細から高負荷、高信頼性の製品が次々とリリースされ、サービスロボットと特殊ロボットの産業化プロセスにも拍車がかかっている。2023年だけでも、43の手術ロボット製品・システムが国家薬品監督管理局から医療機器登録証を付与された。

その中で、新エネルギー自動車、リチウム電池、太陽光発電などの新興産業が急速的に発展している。サニタリー設備、セラミックス、金属製品などの伝統産業のモデル転換も加速している。消防、水害の防止、搜索・救助などの特殊な需要や港珠澳大橋(香港・珠海・マカオをつなぐ橋)などの重大プロジェクトが特殊ロボットの応用を牽引している。製造業だけでなく、サービス分野のロボットも大いに活躍している。飲食、ガイド、物流などの分野で数多くのサービスロボットが働いている。

現在、中国の現役産業用ロボットは150万台を突破し、世界全体に占める割合は1/3を超え、製造業におけるロボット密度は一万人当たり392台に達している。

統計によると、2022年、中国の工業用ロボットの生産量は前年同期比21%増の44万3000台に達した。同年の世界の工業用ロボット設置台数は前年同期比5%増の55.3万台であるのに対し、中国のその設置台数は世界の52%を占める29万台に達した。

スマート化

安徽省・蕪湖市南部に位置する奇瑞(チエリー・オートモービル)新エネルギー自動車第四期工場の組立工場では、品質検査ラインが整然と並び、湿潤・降雨検査、動的検査(DAST:Dynamic Application Security Testing)、塗膜検査などの最終検査を終えたSUV「iCAR03」が次々とラインから降りてくる。

iCAR03の生産責任者である李南氏によると、この工場は10月に稼働を開始したばかりで、生産を強化している段階にあるという。従来の生産ラインとは異なり、その自動化率の高さが見どころである。フロントガラス、シャーシ、シート、タイヤはすべてロボットにより組み立てられ、大幅な省人化と効率アップが図られている。

過去10年間、蕪湖市のロボット産業は「無から有へ」、「弱から強へ」と発展し、工業用ロボット、サービスロボット、システム統合、AI、特殊設備など一体化した産業チェーンの発展を実現し、220社以上の川上・川下企業を集めて、生産額が300億元を超えるようになった。

普及化

ロボット産業は新型技術とスマート製造の重要な装備として、製造業のデジタル化の発展、スマート化のグレードアップを促進し、新産業、新業態を継続的に応用していく上で重要な役割を持っている。

国家スマート製造専門家委員会の蘇波主任は、ロボットのいくつかの重要な部品はブレークスルーを遂げたが、システム統合の能力はまだ形成されていないと指摘した。蘇波氏は、まずロボットのコアな技術能力の向上を積極的に推進し、よりハイエンドで、スマート化されたロボット製品を開発しなければならず、次に、成熟したシーンでの普及・応用を加速させ、重要な生産ラインシステム統合能力の向上を推進し、各産業のデジタル化・スマート化の転換とアップグレードを促進しなければならないと述べた。



ENRICHING YOUR IDEAS

北京本部

住 所: 〒100031 中国北京市復興門内大街158号
遠洋大厦10階
Tel: +86-10-6641-2345
Fax: +86-10-6641-5678/6641-3211
Email: mail@ccpit-patent.com.cn

東京オフィス

住 所: 〒100-0004 日本東京都千代田区
大手町二丁目2番1号新大手町ビル2階265区
Tel: +81-3-6262-6643
Fax: +81-3-6262-6645
Email : tokyo@ccpit-patent.com.cn

ニューヨークオフィス

住 所: One Penn Plaza Suite 4425 New York,
NY 10119 U.S.A.
Tel: +1-212-868-2066
Fax : +1-212-868-2068
Email : newyork@ccpit-patent.com.cn

マドリードオフィス

住 所: Calle del Principe de vergara 13, 5°D,
28001, Madrid, Spain
Tel : +34-910-66-3553
Email : madrid@ccpit-patent.com.cn

香港オフィス

住 所: 香港湾仔港湾道一号
会展広場ビル34号09室
Tel : +852-2523-1833
Fax : +852-2523-1338
Email : hongkong@ccpit-patent.com.cn

上海オフィス

住 所: 上海市静安区威海路567号
晶采世纪大厦18階
Tel : +86-21-6288-8686
Fax : +86-21-6288-3622
Email : shanghai@ccpit-patent.com.cn

広州オフィス

住 所: 广東省広州市天河区天河北路233号
中信広場11階1112—1113室
Tel : +86-20-3877-0278
Fax : +86-20-3877-0297
Email : guangzhou@ccpit-patent.com.cn

深圳オフィス

住 所: 深圳市福田区福華三路186号
国際商会センター1601
Tel : +86-755-3298-9252
Email : shenzhen@ccpit-patent.com.cn

武漢オフィス

住 所: 湖北省武漢市洪山区閔山大道473号
光谷新发展国际センターB棟5階 06-116
Tel : +86-27-8720-0400
Email : wuhan@ccpit-patent.com.cn